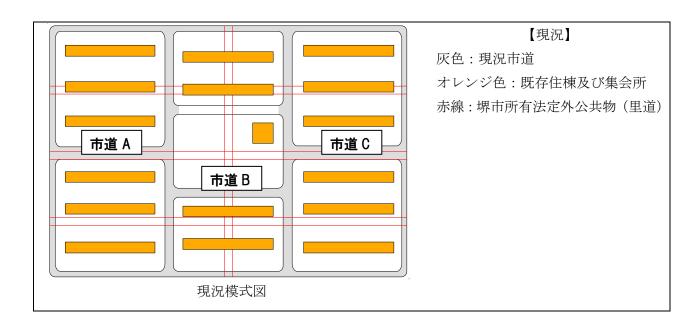
添付図⑫ 事業フローにおける条件

1. 事業フローにおける注意及び条件

要求水準書本文に示す通り、本事業では府営住宅整備用地、活用用地の位置・規模は、事業者の提案により自由に設定することができる。

しかしながら、本事業用地は所有関係が複雑である他、現況の市道を含んでいるため、建替えの手順において条例等に即して行うための注意が必要である。以下の模式図に示すような建替えフローにおける条件を満たすよう計画すること。

なお、ここに示す模式図はあくまで注意事項や条件を示すための1例であり、事業者の提案する計画 に何らの制約をするものではない。



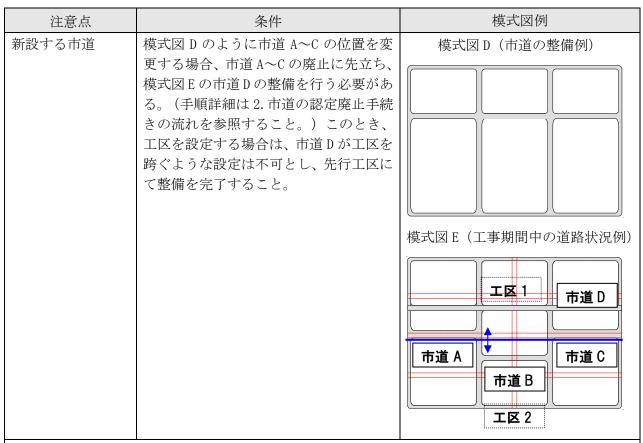
注意点	条件	模式図例
公共広場	開発区域の3%以上を府営住宅用地、活用用地とは別に確保する。(公共広場は 隣地扱いとする。)	模式図A(公共広場の例)
工区設定	工区を設定する場合は、府営住宅用地、 活用用地のいずれを先行工区としても よいが、工区分けをする場合は、新設す る公共施設について、先行工区において 整備、帰属すること。	模式図 B (工区設定の例) 工区 1 工区 2
活用用地の整備	活用用地の整備開始時期は、事業者の任意とすることができる。 ただし、里道部分は開発工事完了後に交換を行うため、交換が成立する以前においては、その直上に建物の整備をすることはできるが、所有権は堺市である。	模式図 C (活用用地整備例) 所有権移転は完 了公告後

凡例

灰色:現況市道

赤線: 堺市所有法定外公共物(里道)

緑色:公共広場 青色:活用用地



凡例

灰色:市道

赤線: 堺市所有法定外公共物(里道)

2. 市道の認定廃止手続きの流れ

本事業において、市道南長尾 4~6 号線を廃止する場合は、以下の手続きを経た後に解体撤去する必要があるので注意すること。

事前相談

本事業における建替え計画全体の説明を堺市担当課に行う。

現地確認

堺市担当課において現地確認を行う。

市道南長尾 4~6 号線の廃止

申請書類の作成

認定廃止に要する申請書類を作成する。 申請は議会開始 2 ヶ月前までに行うこ と。

代替市道(帰属予定道路)の認定

代替市道(帰属予定道路)の整備

廃止する市道に変わり、代替する新設市 道(帰属予定道路)を整備する。 代替市道の整備は、市道南長尾 4~6 号 線の廃止申請を行うまでに完了するこ と。

代替市道(帰属予定道路)の所有権移転

工事が完了した代替市道の分筆登記を 行い、堺市に帰属する。

市議会における承認

市道廃止申請に示す内容について、市議会にかけ、承認を得る。

市議会における承認

代替市道(帰属予定道路)の市道認定を 市議会にかけ、承認を得る。

管理期間

道路法に基づき 2 ヶ月間の管理期間を とる。この間、市道南長尾 4~6 号線は 撤去できない。

認定廃止の完了

管理期間が経過したと同時に、市道南長 尾 4~6 号線の市道認定廃止完了とな り、撤去が可能となる。

開発工事の継続

市道南長尾 4~6 号線部分に計画されていた開発工事を行う。